

福岡県における海区漁業調整委員会の委員候補者の選定基準

(目的)

第1条 この選定基準は、福岡県における海区漁業調整委員会の委員選任に関する要綱（以下「要綱」という。）第9条第2項に規定する選定委員会の審査の基準について、必要な事項を定めるものとする。

(評価基準)

第2条 選定委員会は、要綱第5条及び第6条により提出された様式第1号から様式第3号（委員推薦書、委員申込書）の内容及び福岡県における海区漁業調整委員会の委員候補者選定委員会設置要領第7条に規定する意見聴取等を基に、別表により評価し、委員候補者を選定するものとする。

(評価の非公開)

第3条 選定委員会での評価内容は、原則非公開とする。

附 則

この基準は、令和元年11月29日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年7月10日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年7月19日から施行する。

(別表)

区分	評価項目	判断基準	評価方法
漁業者・漁業従事者 委員候補	1 漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができるか	①漁業経験や知識	漁業の経験年数、漁協や漁業種類別協議会での役職経験、漁業調整委員の経験、応募理由、推薦理由、推薦人の数、推薦団体の活動内容や構成員の属性等を考慮し、評価する
		②地域の信頼度、指導力、調整力	
		③委員としての意欲や適性	
	2 漁業調整の能力や経験	①漁業経験や知識	漁協や漁業種類別協議会での役職経験、漁業調整委員の経験等を考慮し、評価する
		②地域の信頼度、指導力、調整力	
※漁業の種類、操業区域、住所又は事業場を有する地区に著しい偏りが生じないよう配慮する。			
学識経験委員候補	1 漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができるか	①漁業に関する知識	経歴、応募理由や推薦理由等を考慮し、評価する
		②委員としての意欲や適性	経歴、応募理由や推薦理由等を考慮し、評価する
	2 漁業に関する専門知識	①専門知識(資源管理) ①専門知識(漁業経営) ①専門知識(その他)	いずれか
中 候 立 補 委 員	1 漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができるか	①漁業に関する知識	経歴、応募理由や推薦理由等を考慮し、評価する
		②調整能力	
		③委員としての意欲や適性	
	2 中立的な立場	①中立性	経歴等を考慮し、評価する